

超過利潤の地代への転化

中村, 清

<https://doi.org/10.15017/4362446>

出版情報：経済學研究. 23 (2), pp.83-107, 1957-06-30. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

超過利潤の地代への転化

中 村 清

は し が き

- 一 転化の先行条件 (一)
- 二 差額地代と絶対地代
- 三 転化の先行条件 (二)
- 四 一応の結論

は し が き

マルクスの地代論叙述の計画中には、差額地代第二形態論の最後の項目として、超過利潤の地代への転化なる一項がある。また、マルクスの草稿をエンゲルスが整理編輯したところの、資本論第三十九章、差額地代の第一形態（差額地代 I）の初めにおいては、「第二に、地代（一般には、利潤から區別された一形態としての賃料^{レント}）の形態へのこの超過利潤の転化である。いかなる場合に、いかにして、いかなる事情のもとで、この転化が行われるかが常に考究されねばならない。」^{註1}とも言っている。したがって、それが差額地代の第二形態に限つてか、または、地代に転化すべきすべての超過利

潤をも対象としたものであるかは問題があるかも知れないが、少くとも、超過利潤の地代への轉化が独自の項目として考究の対象に予定されていたことは確かである。

本稿では、この超過利潤の地代への轉化について、一つの整理を試みるのが目的である。差額地代の第一形態と絶対地代の第一形態（絶対地代Ⅰ——第一次の資本によつて生ずる絶対地代）の場合には、超過利潤がこの兩種の地代へいかにして轉化するかは、さほど問題ではないであろう。だが、差額地代の第二形態と絶対地代の第二形態（絶対地代Ⅱ、追加資本によつて生ずる絶対地代）の場合には、超過利潤から地代への轉化は一般にいかなる過程をへて行われるのか、と言う疑問を實際に抱く。もちろん、差額地代の第二形態については、超過利潤の地代への轉化の先行条件が指摘されている。差額地代Ⅱは、地代への轉化にさいしては、まず差額地代Ⅰに轉化されねばならない、あるいは、逐資的諸資本投下の諸部分生産物がもつところの種々に異なる現実の個別的生産價格が、予め一の個別的生産價格に均等化されることが必要である、と言うのである。だが、たとえば、資本論第四十章、差額地代の第二形態（差額地代Ⅱ）の中の、次の文章とマルクスのこの指摘とを並べてみれば、その間に若干の距離を感じざるをえない。

「資本の種々の価値部分に対する超過利潤と種々に異なる超過利潤率とは、いずれの場合にも（差額地代Ⅰの場合も、また差額地代Ⅱの場合にも、……引用者）一様に形成される。そして、地代とはこの超過利潤の一形態にほかならず、この超過利潤が地代の実体をなす。しかしいづれにせよ、第二の方法（差額地代Ⅱ……引用者）においては、地代への超過利潤の轉化にとつては、すなわち、資本家的借地農業者から土地私有者への超過利潤の移転を含むこの形態変化にと

つては、困難が生ずる。かくして、政府の農業統計に対するイギリス借地農業者の頑強な反抗が生ずる。かくして、彼らの資本投下の現実の諸結果の確定に関する彼らと土地所有者との抗争となる。……………

かくして、等量の諸資本が等面積の諸土地に不等の結果をもつて相並んで投下されるか、それとも同一土地部分に相次いで投下されるかは、超過利潤の形成の法則にとつては何ごとくも変えるものではないとはいへ、超過利潤の地代への転化にとつて、それが一つの著しい区別をなすということは、初めから明らかである。後の方の方法はこの転化を一面ではヨリ狭い、他面ではヨリ不確定な限界内に閉ぢこめる。……^註」

地代論中には両者の媒介項を見いだすことが出来ない。したがつて、この距離を縮めてみる試みが必要であろう。また、絶対地代の第二形態の場合にも、それが地代に転化するの否か、と疑問に思われる。むろん、絶対地代論中には、借地契約期間中に追加投資が行われれば、そのもたらす絶対地代の第二形態は地代に転化しない、と指摘している。しかし、それは「全く特定な且つその性質上偶然的な諸事情のもとでのみ生じ得る」ものにすぎないのであつて、絶対地代の第二形態はいかにして地代に転化するかという疑問は、この指摘ではますます強くなるばかりである。

註 (1) 資本論、向坂訳、十二分冊六二―六三頁。

(2) 同書、一〇四―一〇五頁。

一、転化の先行条件(一)

まず差額地代の第一形態と第二形態との、超過利潤から地代への転化を整理することから始める。なぜならば、第二形

態の差額地代における超過利潤から地代への転化が主要な問題であるから第一形態は捨象してもよいが、一応差額地代の第一形態の場合を確認することが必要であるからである。地代成立の法則からばかりではなく、その地代への現実的転化においても、差額地代の第二形態は、第一形態を前提とし基礎としている。すなわち、差額地代の第二形態は、その地代への転化にさいしては第一形態に転化されねばならず、また第一形態を基礎として超過利潤量が確定されねばならないから、最初に第一形態について確認しておくことが必要である。そして差額地代は絶対地代に先行するからでもある。

ところで、差額地代 I においては、その対差成果は、「外部的に相並んで存する區別された諸土地部分の上に、標準的と見なされる一エーカー当り資本支出とこれに対応する標準的耕作^耕」とをもつて生ずるものであるから、地代自体も自明の超過利潤量として存在する。したがつて、地代への転化は、これに基いて借地契約が締結されさえすれば実現する。たとえば、表 I をとつてみよう、A B C D なる四種の土地各一エーカーに、各二磅半の資本が投下され、それぞれ一・二・三・四クォーターの生産物をもたらす。二磅半に対する平均利潤率は二〇%、したがつて平均利潤は半磅である。この場合最劣等地 A の個別的生産価格が一クォーター三磅であるから、市場調節的価格もクォーター当り三磅である。それ故、B・C・D には、各三・六・一二磅の地代が成立する。所与の段階での標準的資本量とそれに対応する標準的耕作が確立すれば、実際に差額地代 I は、この表の如く判然となるであらう。

すなわち、「本来の製造業においては、まもなく各事業部門に対して事業規模の固有の最小限度が形成され、またそれに対応して、それ以下では各個の事業部門が成功をもつて経営され得ないという資本の最小限度が形成される。同様に各事業部門においてこの最小限度を超える標準的な資本量が形成され、生産者の大多数がこの平均量を支配せねばならず、

表 I

土地 種類	エ カ	資本 (磅)	利潤 (磅)	生産費 (磅)	生産物 (ク ター)	販売 価格 (磅)	収益 (磅)	地 代	
								ク ター	磅
A	1	2½	½	3	1	3	3	0	0
B	1	2½	½	3	2	3	6	1	3
C	1	2½	½	3	3	3	9	2	6
D	1	2½	½	3	4	3	12	3	9
計	4	10		12		10	30	6	18

超過利潤の地代への轉化

また支配してもいる。これを超えるものは特別利潤を形成し得る。これに足りないものは平均利潤を得ない。」^{註2}ものであるが、このことは本来の製造業ばかりではなく、本来農業においても借地農業者間の競争によつて全く同じ様に成立する。すなわち、所与の段階では、間もなく借地農業者の大多数が支配せねばならぬ平均量の資本とそれに対応する農耕様式が成立する。したがつて、対差諸成果も表Iにおけるが如く自明の存在となるであらう。

地代への轉化は、ただ、それらのことに基いて借地契約が締結されさえすれば、直ちに実現し、轉化の先行条件となるべきものをまず明確にせねばならない様なことはない。

だが現実には、本来の製造に比して、農業におけるかかる標準的なものの形成は遅れるものである。すなわち、「資本主義的生産様式がただ緩慢且つ不均等のみ農業を捉えることは、農業における資本主義的生産様式の古典国なるイギリスにおいて見られる通りである。自由な穀物輸入が存在しないか、または、その大きさが局限されているためにその影響も局限されたものであるに過ぎない限り、ヨリ劣等な土地で、したがつて平均的生産条件よりも不利な条件で、作業する生産者達が、市場価格を決定する。農業で充用される、そして一般に農業に利用され得る資本量の一大部分は、彼らの手中にある。」^{註3}

というイギリスの例にみる如くである。ここでは、「比較的多数な借地農業者（比較的多数でなければならぬというの
は、少数では彼らの生産価格以下で売ることを余儀なくされるだけのことであろうからである）の手における不十分な資
本は、下降序列における諸土地種類の分化そのものと全く同じに作用する、ということがわかる。劣等地における劣等な
耕作方法は優等地における地代を増加させる。更にそれは、性状は同じく劣等でもヨリ優良に耕作された土地において、
他の場合にはその土地が産むことのない地代を生ぜしめる^{註4}」ということが、現実的に生じうるであらう。もちろん、「緩
慢且つ不均等な」資本主義的農業の発展が比較的長期にわたつたものでない限り、「現実の資本家的借地農業者が超過利
潤の一部を取得し得る、ということを引き起す。超過利潤は、少くともこの点に着目される限りでは、もし資本主義的生
産様式が農業においても製造工業におけると同様に均等に発達したならば、なくなつてしまふであらう^{註5}」というだけの
ことにすぎないであらう。だがもし、本来の最劣等地よりも「ヨリ劣等な土地」で、したがつて本来の標準条件たる「平
均的生産条件よりも不利な条件」で作業する生産者達が借地農業者の大多数をしめ、市場価格を決定する様な状態が比較
的長期にわたる場合には、平均条件よりも不利な生産条件のものが、あたかも標準的な一エーカー当りの資本支出量とそ
れに対応する標準的耕作と見なされ、その対差諸結果がそれを基準にあらわれ優等地の地代を増加せしめるだらう。それ
故、借地契約のさいの地代量の決定もそれらのものを前提としてなされるであらう。

だからまた更に長期且つ固定的なときには、最劣等地に生ずる差額地代の第二、技術改良の場合の如き変例も生じうる
であらう。最劣等地Aに技術改良を伴つた追加資本が投ぜられて、この生産性は向上する。これは、最劣等地における新

しい一エーカー当りの標準的資本支出量とそれに対応する標準的農耕様式との形成となる。なぜならば、改良を伴つた追加資本はも早単なる追加資本ではなく最初の投下資本と融合一体化し、新しい一資本量として現われ、またその生産物量も一つの資本のそれとして現われるからである。だが、この追加資本投下とそれに伴う改良とは、未だA地全般には普及せず、A地のかんりの部分は旧来の一エーカー当りの標準的資本支出量と標準的耕作をもつて耕作を続けている。したがつて農産物の市場価格も旧来のまま維持されている。この様な状態が長期にわたる場合には超過利潤形成の規準は、依然として、旧来の一エーカー当りの標準的資本量とそれに対応する標準耕作をもつてなされ、したがつて最劣等地にも差額地代が生ずることになる。しかしながらこの超過利潤を工業において生産される超過利潤と全く同一視することは出来ないのである。なぜならば、追加資本に伴う技術改良は、新しい標準的資本量とそれに伴う標準的耕作の部分的形成であるから、農度が算定される条件と農度自体とが一段階高いものへの移行の方向にあるからである。一般化すれば、資本量と耕作様式における標準的なものは変化する。諸土地における諸資本投下の対差諸結果算定の社会的規準は変化する。

以上、要するに、差額地代Ⅰの場合には、右に見た如く、超過利潤の地代への転化にさいしてその先行条件が必要であるわけではない。一エーカー当りの標準的資本量とそれに対応する標準的農耕様式、あるいはそれと見なされるものが社会的に確立すればよいのである。しかし、差額地代Ⅱにおいては、これとは事情が異つて来る。「すなわち、個々の逐次的諸資本投下の諸部分生産物もつところの種々に異なる現実の個別的生産価格が、予め一つの個別的生産価格註に均等化されること。」が必要であり、差額地代Ⅱが実際に差額地代Ⅰに再転化されることが先行条件をなしている。次に、差額地代

Ⅰが、いかにして超過利潤から地代へ轉化されるかをみよう。

もともと差額地代Ⅰの形成は、差額地代Ⅰを出発点・前提とするものであり、またその運動も、差額地代Ⅰを基礎とするものであつた。差額地代Ⅱの自然的基礎はもちろん、差額地代Ⅰと同じく、土地の豊度、追加的な豊度である。たとえば、いま、D地に二磅半の資本が半磅の平均利潤をもつて四回逐次的に投下される場合を考えてみよう。第一回の二磅半の資本投下は四クオーターをもたらし、第二次の資本二磅半は三クオーターを、第三次の二磅半の資本は二クオーターを、第四次の二磅半の資本は一クオーターをもたらす。最後の資本投下によつてもたらされる一クオーターの生産価格は三磅であるが、これは最劣等地Aの個別的生産価格、したがつて市場調節の価格と一致する。この場合のD地における最初の三回の投下資本の各二磅半は、それぞれ三・二・一クオーターの超過生産物をもたらし、各九・六・三磅の超過利潤をもたらずであろう。これは、一つには土地自身が追加豊度の可能性をもつからであり、二つには追加豊度が追加資本によつて、最初の投下資本による豊度の独占を基礎として二次的に独占されるからである。もともと、追加的豊度は農業の所与の段階における一次的な経済的豊度がその自然的豊度と必ずしも一致しないところに成立する。またもし、一次的な経済的豊度が独占されない場合には、二次的な経済的豊度の独占もない。更に追加的な経済的諸豊度間の独占が成立しない場合には、たとえば第二次の追加資本の投下における豊度と第三次の追加資本による豊度とが融合し追加的な諸豊度差が平準化される場合にも超過利潤は成立しない。それ故、この追加的豊度の独占は、一資本本における借地農業者間の競争によつて標準的資本量が形成され、それに対応する標準耕作で現実のものとなる一次的な経済的豊度が独占されること

表 II

土地種類	エーカー	資本 (磅)	利潤 (磅)	生産費 (磅)	生産物 (クォーター)	販売価格 (磅)	収益 (磅)	地代	
								クォーター	磅
A	1	2½	½	3	1	3	3	0	0
B	1	2½+2½=5	1	6	2+1½=3½	3	10½	1½	4½
C	1	2½+2½=5	1	6	3+2=5	3	15	3	9
D	1	2½+2½=5	1	6	4=3½=7½	3	22½	5½	16½
計	4	17½	3½		17		51	10	30

超過利潤の地代への轉化

を前提として成立するものである。

ところで、この様な意味での追加資本の投下は、まず、所与の段階における標準的と見なされる一エーカー当りの資本支出量とそれに対応する標準的耕作が確立された後に、漸次に行われ、一般化するであろう。

むしろ、追加的豊度が最劣等地の豊度よりもヨリ劣等であり、そのもたらす生産物量が最劣等地生産物よりもヨリ少い追加資本の投下はなされないのである。一次的豊度が独占されその上で追加資本の豊度が追加的に独占されるとすれば、かかる追加資本の投下は平均利潤をもたらさないのみならず、投下資本自体をも回収出来ないことがあり得るからであり、この様な場合には、むしろ他の借地農業者を土地から駆逐する方向に向うであろう。

だが、追加資本の投下が一般化したとしよう。そしてその結果表Ⅰが成立したものとしよう。B・C・Dの土地には、追加資本二磅半の投下によつてそれぞれ、半クォーター、一クォーター、二クォーター半の超過生産物が、また一磅半、三磅、七磅半の超過利潤が、新たに形成される。

だが、このように追加資本の投下とそれによる差額地代Ⅰの形成とが一般化するに

至れば、事態は異つた様子を帯びて来る。ここで「個々の逐次的諸資本投下の諸部分生産物がもつところの種々に異なる現実の個別的生産価格（すなわち一般的な市場調節的な生産価格からは独立したもの）が、予め一の個別的生産価格に均等化される」という事態が生じ、差額地代Ⅱが実際に差額地代Ⅰに再轉化される。再び表Ⅱをとれば、B・C・Dにおける一エーカー当りの資本投下量は、二磅半の追加資本投下が一般化すれば、初の二磅半よりも追加資本をも加えた五磅が一般的なものとなるに至る。すなわち、ある一国において表Ⅱにおけると同じB・C・Dの土地種類が各一百万エーカーずつあるとすれば、それらの土地における一エーカー当りの資本投下の一般的な標準量は社会的な過程において二磅半から五磅に轉化し、また同時に、エーカー当り五磅の資本投下に伴うより集約的な農耕様式がそれらの土地の一般的な標準的な農耕様式と見なされるに至る。したがつて、その生産物も一次的資本投下によつてもたらされた生産物と追加資本によつてもたらされた生産物とが、も早別々の資本の生産物として考えられず、同じ一つの資本五磅がもたらしたものと見なされる。すなわち、差額地代Ⅱが実際に差額地代Ⅰに轉化され、逐次的諸資本投下の相異つた諸個別的生産価格が一つの個別的平均生産価格に均等化される。それ故、超過利潤の地代への現実的轉化たる借地契約にたいしては、B・C・Dの各土地においては、二磅半ではなく五磅の資本が投下され、対差諸成果もそれに基いて計算されるところの以上の如き社会的結果を前提とすることになる。

しかしながら、差額地代Ⅱにあつては、その形成において、豊度の差異のほかに、更に借地農業者間の資本と信用能力の分配における差別が加わる。それは、差額地代Ⅱを生むべき追加資本の投下のさいの諸資本の競争が、平均利潤をめぐる競争程には徹底して行われぬのに反し、一次資本投下のさいの競争は資本自体の存立にかかわるものであるからし

て資本及び信用能力の差が顕著に現われる余地はあまりないが、差額地代Ⅱにおいてはそれらがヨリ顕著になつて来るからである。それ故、差額地代Ⅰの確立後に直ちに差額地代Ⅱが確立するよりも、むしろ、時間的に若干遅れかつ場所的にも広面積の諸土地種類に直ちに一般化するものでもないであろう。差額地代Ⅱの地代への転化にさいしての困難は、このことに由来する。かくして、差額地代Ⅱにおいては、この転化が一面ではヨリ狭い、他面ではヨリ不確定な限界内に閉ぢこめられるのであり、政府の農業統計に対するイギリス借地農の頑強な反抗、借地農業者の資本投下の現実の諸結果の確定をめぐる土地所有と借地農業者との抗争となる。

最後に、比較的多数の借地農業者間の不十分な資本が、下降序列における諸土地種類の分化と同じ作用を及ぼす場合には、さきにみた差額地代Ⅰの場合を基礎として、差額地代Ⅱにおける追加投資をも含めたところの、いわば二次的な標準的資本投下量の形成と差額地代Ⅱの差額地代Ⅰへの転化は、本来あるべきものよりもヨリ条件の悪い少い資本量を基準に行われるであろう。この結果、一方では本来平均利潤を取得し得る筈のない資本が平均利潤を取得し、他方では平均利潤と超過利潤との一部が差額地代Ⅱと見なされ、実際に地代に転化するであろう。この場合には、かかる地代の形成と転化とは、農業の発達を促進するよりも、むしろ停滞傾向を強化するであろう。

- 註 (1) 資本論、向坂訳、十一分冊、一九五頁。
(2) 同書、一〇七―一〇八頁。
(3) 同書、一〇八頁。
(4) 同書、一五六―一五七頁
(5) 同書一〇八頁頁。

(6) 同書、一九五頁。

二、差額地代と絶対地代

絶対地代の、超過利潤から地代の形態への轉化を考察する前に、簡単に、差額地代と絶対地代との關係とを整理しておくことが必要であろう。なぜならば、差額地代と絶対地代とが同時に成立する場合には、二つの地代法則自体は廃棄されることなく依然として貫徹するものであるとはいへ、差額地代は絶対地代の成立によつて若干の變化を被ることになり、それを見定めねばならないからである。

いふまでもなく、差額地代は、經營(資本)によつて独占される豊度にもとづく労働の自然發生的な生産力の上昇を自然基礎とし、資本の競争に媒介された市場価値(市場生産価格)法則のモデファイケーションによつて生ずるものである。それは、資本主義的農業においてばかりではなく、それに先行する單純商品生産的農業においても市場価値法則の貫徹と土地豊度の独占がある限り成立する。資本主義的農業においては、市場価値が市場生産価格に轉化するだけである。

資本主義的農業の一定の發展段階を前提しよう。そして農業における資本の競争は、その社会的生産諸条件に関する限り全く自由であるとしよう。

だから社会的生産諸条件における資本の競争は農業部門内部においてであろうとまた他の諸生産部門との間においてであろうと全く変りはない。したがつて、一定の發展段階においては、社会的な平均的生産諸条件をもつ標準的資本量が、

他の諸産業部門におけると全く同じに、形成され確立する。同時に、他方においては、かかる社会的な平均的生産諸条件の標準的資本量の形成に対応して、土地の現実の有効な豊度たる経済的豊度も確定する。だが、この経済的豊度は、土地の有限的性質の故に、個別資本ないしは個別的経営によつて排他的独占的に利用されざるをえない。それ故に、農産物の市場価格は、農業資本の自由な競争によつて作り出されたところの所与の段階における標準的資本が投下される最劣等地の個別的生産価格によつて調節されることになり、市場生産価格の形成は一定のモデファイケーションを被る。この結果、最劣等地の個別的生産価格と上級地の個別的生産価格との間に種々の量の超過利潤が形成される。これが差額地代である。

ところで、この差額地代は、第一に、農産物商品の一般的市場調節的価格に規定的に入りこむものではなく、むしろこの市場調節的価格を前提とするものである。第二にこの地代は、農業部面に投下された特定の諸個別的資本の相対的豊饒性が、ヨリ豊度の高い土地によつて作り出された生産力助長条件から排除されている諸資本に比して、ヨリ高いことから生ずる。第三に、ヨリ高い豊度は、「超過利潤の源泉ではなく、労働の例外的に高められた生産力の自然的基礎であるから、超過利潤の一自然基礎であるにすぎない。」^{註1}第四に、土地所有は超過利潤の創造とは何の関係をも持つものではなく、単に、この超過利潤の地代の形態への転化の原因であるにすぎない。最後に、土地所有の価格は、それが他の借地農業者に売られたとしても、個別的な借地農業者の個別的費用価格には入るが農産物商品の市場生産価格に入るものではない。

これに反して絶対地代は、資本主義的農業においてのみ生ずるものであり、生ずるに際しては、資本主義的農業におけ

る生産價格の成立を前提とする。

もともと資本主義的農業は、一般に土地所有と現実の機能資本家との分離、土地所有の自己經營の原則的排除を前提とする。したがつて、大多數の農業資本家は土地所有より土地を賃借りする借地農業者であるが、かかる借地農業者の資本の土地への投下にさいして土地所有は一つの制限を課し地代を支払うことを要求する。他方、農業における資本主義の發達は非農業的其他の諸産業部門に比して相對的に遅れており、所与の發展段階で労働力と不変資本諸要素との技術的に標準的な組成を基礎としそれを価値構成に標準的に反映せしめるところの、したがつて農業の所与の發展段階での平均的有機的構成をもつ標準的資本量を形成しはするが、この平均的な有機的構成は非農業的社会的資本の平均的有機的構成に比して相對的に低い。それ故、所与の段階で形成される生産價格は農業生産物が本来内包する価値に比して低く、農業生産物はその生産價格以上の価値超過分をもつ。もし、土地所有の独占による阻止作用がない場合には、この価値超過分は一般的平均利潤の形成に参加しそれだけ平均利潤を高めるに至るが、土地所有の独占はこのことを阻止する。また現実には、借地農業者は、その借地の所有者に対して地代を支払うことなくしては土地へ資本を投ずることが出来ないからして、この地代部分だけ農業生産物の市場價格は騰貴せざるを得ない。この騰貴は厳密に価値超過分の範囲内に限られ、かかる範囲内においていかなる程度に騰貴するかはその時の市場の状況に依存している。

かくて絶対地代は、第一に、農業における資本の平均的有機的構成の相對的低位に基づく生産價格以上の価値の超過分をその源泉とする。第二に、土地所有の独占は、農業生産物の生産價格を超える価値の超過分をその一般的市場價格の規

表 III

土地面積	エーカー	資本(志)	有機的構成 c:v	剰余価値率 %	利準(志)	生産費(志)	生産物 (クオーター)	販売価格(志)	収益(志)	差額地代		絶対地代	
											志		志
A	1	50	30c+20v	100	10	60	1	70	70	0	0	1/4	10
B	1	50	30c+20v	100	10	60	2	70	140	1	70	1/4	10
C	1	50	30c+20v	100	10	60	3	70	210	2	140	1/4	10
D	1	50	30c+20v	100	10	60	4	70	280	3	210	1/4	10
計	4	200				240	10	280	700	6	420	1/4	40

超過利潤の地代への轉化

定的一契機たらしめる。第三に、したがって生産物の価格騰貴が地代の原因ではなく、地代が生産物価格騰貴の原因である。第四に、農産物の価格騰貴の限界は、したがってまた絶対地代の限界は、農産物価値の市場価格以上の価値超過分によつて劃されており、その範囲内での程度に騰貴し得るかは市場の状況にかかつている。

ところでこのように相異つた地代法則によつて形成される差額地代と絶対地代とはが、同時に成立した場合は、いかなる変化が生ずるか。差額地代と絶対地代との関係をもつとくわしく、この兩種の地代が同時に成立した場合の状態の表において具体的にみてみよう。

まず前掲の表Iの状態にある。市場調節的価格は最劣等地Aの個別的生産価格によつて決定され、このAは地代をもたらしめない。次いで今まで無地代であった土地Aは、いまや一〇志の地代を支払わねばならなくなつたでしょう。そしてこの一〇志が、正常な労賃部分からの控除でもなく、また、平均利潤部分に喰ひこむものでない限り、Aの個別的価格は、その個別的生産価格プラス一〇志の地代の合計額まで騰貴せざるを得ない。したがって、調節的市場価格も亦一〇志だけ上昇する。というのは、この場合にも依然として最劣等地Aの個別的価格が市場調節的であるからである。

この結果農業生産物の価格は一の本質的改変を被むる。かくして表Ⅲの状態に移行する。表Ⅰにおいては、差額地代は市場価格を決定する最劣等地Aの個別的生産価格と上級地の個別的生産価格によつて限界づけられるものであつた。それは、 $B \cdot C \cdot D$ においては $六〇 \cdot 一二〇 \cdot 一八〇$ 志であつた。だが、表Ⅲにおいては、調節的価格が一の本質的改変をうけることによつて、差額地代は最劣等地Aの個別的生産価格に絶対地代を加えたものと上級地の個別的生産価格に絶対地代を加えたものの差によつて限界づけられるに至る。それは、いまや、Bにおいては $六〇$ 志ではなくて $七〇$ 志であつて一〇志だけ多く、Cにおいては $一二〇$ 志ではなく $一四〇$ 志であつて $二〇$ 志だけ多く、Dにおいても同様にして $一八〇$ 志から $二一〇$ 志へと $三〇$ 志だけ増大する。すなわち、「最劣等地の單位面積の生産物の価格が $p+r$ であるならば、すべての差額地代は r の相応倍數だけ増大する。」^註のである。(pは生産価格、rは絶対地代)。差額地代は、 $B \cdot C \cdot D$ において絶対地代の相応倍數だけ増大した。差額地代は、単に土地豊度の独占によるだけではない他の一要因を含み増大した。だが、表Ⅲにおいては、差額地代に絶対地代が加わるることによつて、以上のことを招来したとはいへ、決して差額地代の法則は廢棄はされてはいない。市場調節的価格が一つの本質的改変を被り、差額地代の量的規制要因は變化するとはいへ、依然として差額地代の法則は貫徹しているのである。

ところで以上のことは差額地代Ⅰと絶対地代Ⅰとの關係であるが、差額地代Ⅱと絶対地代Ⅱとの關係はどうなるか。差額地代Ⅱは、差額地代Ⅰを出発点として成立し、またその運動においても差額地代Ⅰを基礎とするものであり、かつ差額地代Ⅰと同じものの異つた表現にすぎなかつたが、このことは全く同じ様に絶対地代Ⅱと絶対地代Ⅰとの關係においても

言えるであろう。すなわち、絶対地代Ⅱは絶対地代Ⅰを出発点として形成され、絶対地代Ⅰを基礎として運動し、かつ、絶対地代Ⅰと本質上同一なもの異つた表現にすぎないと。絶対地代形成の法則は絶対地代Ⅰにおいても絶対地代Ⅱにおいても同様に作用するのであり、この作用は絶対地代Ⅰにおける地代法則の貫徹を前提・基礎とするものである。

したがつて、差額地代Ⅱと絶対地代Ⅱにおいても、第一に、土地生産物の調節的市場価格は一の本質的改変を被り、第二に、その結果差額地代Ⅱはその量地規定要因の変化により異質的な一要素を含んで一般増大を被り、第三に、それにも拘わらず差額地代Ⅱの法則は決して廃棄されるものではない、ということがいい得るであろう。

そして最後に、まえにみた、差額地代Ⅰ及びⅡの超過利潤から地代への転化の仕方は、それにもかかわらず、本質的にはそのままであろう、と言いうる。差額地代Ⅱの場合は、それが差額地代Ⅰと絶対地代Ⅰとの基礎の上に成立・運動することになるので、まえは差額地代Ⅱのみが実際に差額地代Ⅰに転化されたのが、いまや、絶対地代Ⅱと共に差額地代Ⅰ及び絶対地代Ⅰの形態に転化されることになるだけのことである。だが、絶対地代における超過利潤の地代への転化は、項を改めて考察する故、ここではこれ以上ふれない。

註 (1) 資本論、向坂訳、十一分冊、五八頁。

(2) 同所、二五五頁。

三、転化の先行条件(二)

もともと絶対地代Ⅰにあつては、正常な諸関係の下では、その超過利潤としての成立は同時に地代への転化を決定づけ

られているものであつて、轉化の先行条件なるものは存在し得ない。これは、絶対地代Ⅰの成立法則そのものによることである。

前項でみた如く、本来、資本主義的農業は、機能資本と土地所有との分離を前提とし、原則として土地所有の自己經營を排除する。そして、生産から分離した土地所有は、現実には機能する借地農業者に対立してその資本の投下に対し一つの制限を課して自らの経済的实现を要求する。地代を支払うことなくしては借地農業者が土地へ資本を投下することを土地所有者は許可しない。したがつて、農産物の市場価格は、土地所有に支払う地代部分だけ上昇しなければならないことになる。他方では、一般に農業における資本主義の發展は他の諸産業部門に比して相対的に遅れており、その平均的有機的構成は他の非農業的社会的資本の平均的な有機的構成よりも相対的に低い。このことは、農業生産物はその生産価格が売られる場合には、を意味する。なお、それがもっている生産価格以上の価値超過分が平均利潤の形成に参加することだが、前述の如く、土地所有は、借地農業者に対して絶対地代の支払を要述し、農産物をその生産価格以上に騰貴せしめる。騰貴の最高限界は、厳密に農産物の生産価格以上の範囲内に限られるが、この範囲内でいかなる程度に騰貴し得るかはその時の市場の状態に懸る。「それは、旧来の諸借地における追加資本の投下によつて、外国の土地生産物の競争——その自由な輸入を前提すれば、——によつて、諸土地所有者相互間の競争によつて、最後に消費者の欲望と支払能力とによつて、制限されている。」^註要するに絶対地代は、農業資本の平均的有機的構成が、非農業的社会的資本のそれに対して相対的に低いことを前提すれば、もつぱら土地所有の独占がその作用を通じて農業生産物の生産価格以上の価値超過分を一

般的市場価格の決定的一要素たらしめて生ぜしめるものである。絶対地代Ⅰにおいては、超過利潤から地代への転化にあつてその先行条件なるものが存在し得ないのは、かかる絶対地代成立の法則によるものである。

ところで、絶対地代Ⅰの、超過利潤形成と同時に地代転化の過程はいかに行われるであらうか。差額地代Ⅰにおいてすでに見た如く、農業の所与の発展段階においては、「標準的と見なされる一エーカー当り資本支出とこれに対応する標準的耕作」とが形成されるのであるが、絶対地代の視点からすれば、このことは、とりも直さず、農業の所与の発展段階における次のような意味での標準的耕作様式と標準的資本量が形成されることである。すなわち標準的資本量なるものは、その段階における労働力と不変資本諸要素の技術学的に標準的な組成を基礎し、それを標準的に価値構成のうえに反映させたものに他ならず、農業における資本の平均的な有機的構成をもつた標準的資本量である。農業が或る発展段階から他の発展段階へ移行すれば、間もなく、以上のものがその段階に応じて形成・確立される。同時に、右の農業資本の平均的有機的構成をもつ標準的資本量の確立と並行して、平均的有機的構成の非農業的社会的資本との相対的差異と資本の標準量とに量的に規定されつつ、そしてまたその場合における市場の状況の範囲内で、土地所有の独占の作用を介して、一定量の絶対地代が確立する。そして、最劣等地における一定量の絶対地代の確立と殆んど相前後しながら、また、ヨリ上級の諸土地においても同量の絶対地代が形成・確立されるであらう。それは前掲の表の場合には、エーカー当り二磅半の資本投下に対応するものとして一〇志であつた。そして、このような絶対地代Ⅰの成立は、それが土地所有の独占の作用によつて作り出されるのであるから、同時的な、地代への転化の過程でもあらう。

だが、絶対地代Ⅰにあつては、事情は、若干異つて来る。所与の段階における絶対地代Ⅰの確立後、それを出発点とし、その基礎の上に漸次に追加資本の投下が一般化して、絶対地代Ⅱが確立する。もちろん、この場合にも、追加資本の投下は借地農業者間における資本及び信用能力の分配における差と、追加資本をめぐる農業資本家の競争の相対的弱さの故に、追加資本投下に伴う絶対地代Ⅱの確立は、その速さにおいて絶対地代Ⅰよりもヨリ漸次的であり、また面積もヨリ狭いものであろう。追加資本の投下は、絶対地代をもその市場価格の規定的・要素として含むヨリ高い市場調節的価格のもとに行われ、絶対地代Ⅰを支払う資本の論理を基礎として行われる。

そして、このような確立の過程は、再びここで繰返すまでもなく、絶対地代Ⅱの確立の過程であるばかりではなく、絶対地代Ⅱの絶対地代Ⅰへの實際的轉化の過程でもある。追加資本と一資本は、それぞれ別個の逐次的投下資本としては見なされず、融合一体化して一つの資本と見なされるに到る。もちろんいうまでもなくこの過程は差額地代Ⅱの確立とその差額地代Ⅰへの轉化の過程と不可分に一体化しており、そして差額地代Ⅱにおけると同様に、この過程はそのまま絶対地代Ⅱの地代への轉化の先行条件の確立、絶対地代Ⅱの超過利潤としての量的定在の社会的確定でもある。だからこの様な状態のもとでは、むしろ絶対地代Ⅰが一定量確立された後に、そのうえにはあるが絶対地代Ⅱが、単位面積に対する一定量の追加資本の投下と同時に一定量形成・確立されたことが明白になる。したがつて、借地契約にさいしては、一定量の絶対地代Ⅰが一定量の追加資本の投下に応じて、絶対地代Ⅰに附加されることになる。すなわち、「超過利潤の形成が経営資本の大きさによつて規定されている限りでは、経営資本が一定の大きさをもつ場合の地代の高さが、その国の平均

地代註2に附加され、したがつて、同じ集約的耕作を続行するのに充分な資本を新たな借地農業者が駆使し得るということが望まれる。註3ことになる。それ故に、差額地代Ⅱの地代への転化が差額地代Ⅰに比して、一面ではヨリ狭い、他面ではヨリ不確定な限界内に閉ぢこめられるのに対し、絶対地代Ⅱの地代への転化は差額地代Ⅱと同じく絶対地代Ⅰよりヨリ狭い範囲で行われるとはいうことが出来るが、差額地代Ⅱと同じくヨリ不確定な限界内に閉ぢこめられると出ない。それは絶対地代Ⅰと同じく確定的な限界で地代へ転化する。

ところで、絶対地代Ⅰについても、それを基礎とする絶対地代Ⅱについても同じくいい得ることであるが、比較的多数の借地農業者の手における不十分な資本が下降序列における土地種類の分化そのものと全く同じ作用を及ぼす場合は、その発展段階における農業資本の平均的有機的構成そのものよりもヨリ低い有機的構成が現実には農業資本の平均的有機的構成として作用し、したがつてそれだけ絶対地代を高め平均利潤を低める作用を及ぼすことがあり得る。もちろん、この場合も、不十分な資本が比較的に経過的なものであるならば、借地農業者の一時的な超過利潤の取得に終るであろう。比較的長期かつ固定的な場合は、本来の絶対地代部分以上の絶対地代が、その第一形態第二形態とも含めて、成立し土地所有者のポケットに流入するであろう。

註 (1) 資本論、向坂訳、十一分冊、二四六頁。

(2) 平均地代は、本来、差額地代において地代総額を耕地総面積で除したものである。だが、ここで言はれている平均地代は、この本来の意味における平均地代ではなく、むしろ絶対地代Ⅰを意味するものであろう。

(3) 同書、一〇五―一〇六頁。

四、一応の結論

以上、極めて不充分ではあるが、諸地代形態の、超過利潤から地代への轉化について考察した。そこでは、あたかも諸地代形態が個別的に成立し、また個別的に超過利潤から地代へ轉化するかの如くに取扱われたが、むしろ、考察の便宜から出たことで現実には、所与の段階における諸地代の形成・成立はほぼ同時的なものであつて、时期的なずれはあまりないものと考えてよいであろう。すなわち、差額地代Ⅰと絶対地代Ⅰとがまず成立し、その基礎のうえに差額地代Ⅱと絶対地代Ⅱとが、相次いで成立する。したがつて、差額地代Ⅰと絶対地代Ⅰとが地代へ轉化しうる状態が確立されると同時に、また、差額地代Ⅱと絶対地代Ⅱとが実際に差額地代Ⅰと絶対地代Ⅰとに轉化され、その超過利潤から地代への轉化の先行条件が確立するものと考えるべきであろう。このような状態を前提として、所与の段階における借地契約が実際に締結され、諸地代形態の地代への現実的轉化が行われる。

ある一定の段階からより高次の段階への農業の發展は、所与の一定の段階における諸地代系列のヨリ高次の段階での再編となる。差額地代Ⅰ、絶対地代Ⅰ、差額地代Ⅱ、絶対地代Ⅱは、新しい段階ではそれに応じて組み変えられる。この過程は、一般的には、追加資本の投下に伴う新しい改良技術の採用、を通じて行われるであろう。第一に、一エーカー当りの標準的資本支出量とそれに対応する農耕様式が變化し、土地の經濟的豊度自体も變化する。かくて差額地代Ⅰと差額地代Ⅱの基礎が變化し、差額地代Ⅰ及びⅡは新段階でのそれとなる。同時に、絶対地代形成の条件たる農業資本の平均的有

機的構成と資本量とが変化し、絶対地代Ⅰ及びⅡも変化する。改良された新技術の採用は、未だその技術自体が十分な成熟度に達しない場合は、それを採用して個々の農地農業者に超過利潤を取得せしむるにすぎないであろう。だが、改良技術が充分な成熟度に達すれば、前述の変化が序々に、あるいは急激に生ずる。かくして、諸形態の地代量も変化し、序々に、あるいは急激に、新しい借地契約へと移行するであろう。そして、つまりは、かかる過程は農業の発達、農業における資本蓄積の過程である。一八四八年を境として、イングランドでは、一エーカー当り八磅の平均的資本投下が一二磅へと増大し、これが借地契約の基礎となつた。追加資本が投ぜられ得る諸土地では、恐らく、従来の一エーカー当り一六磅が二四磅へと増大し、これが上級地における借地契約の基礎となつたであろう。かかる事態は、穀物条令の撤廃によつて外国からの安価な穀物輸入の圧力のもとに生じた。穀価の低落は、それによつて穀物の生産費を低下せしめるための新技術、あるいは改良技術の採用を促進し、エーカー当りの標準的資本投下量を変動せしめ地代を変動せしめたであろう。これについて、マルクスは次のように言つている。「穀物条令の廃止後、イギリスにおける耕作が一層集約化されたとき、一団の以前の小麦栽培地は他の諸目的に、殊に牧場に使用されたが、これに対して小麦に最適な豊饒な地帯は排水その他の改良を加えられた。かようにして、小麦耕作に用いられる資本はヨリ狭い地域の上に集積された^{註1}」

一般にこの様な過程を定式化すれば、次のようにいうことが出来る。農業における技術の発達、農業における資本主義の発達は土地豊度を高めると同時に諸豊度の差を水準化せしめることによつて、差額地代を低下せしめる傾向を作り出す。この過程は、むしろ、資本主義的農業内部における地域的分業の発達、農業生産の諸部門の専業的自立化の過程と相

伴う。だが、他方では、資本主義的農業の發達は工業に比して相對的に遅れるものであるからして、農業資本の平均的有機的構成を他の諸産業の平均的有機的構成に比してますます低位のものたらしめ、かつより大なる量の農業資業のヨリ小なる面積への集中集中集積せしめることによつて絶対地代を高める傾向にある、と。

だが、もちろん、そのような過程が順調に進行するわけではない。たとえば、一八七三年以降の長期農業恐慌をみれば、かかる過程の重要な阻止的要因として地代の固定化を指摘することが出来る。この場合には、「變化した農民生産の諸条件と固定化した地代との激烈な衝突」^{註2}が生じた。「縮少した地代の源泉と地代の固定した形態との矛盾は結局、地代の本体を構成する超過利潤の變化に應じた形態の變化によつて解決される。しかしながら、この地代形態のその本体に對する適應過程は非常に長引く過程であり、借地料または抵当負債利子が、平均利潤と借地農の資本そのものとの縮少という犠牲において、長期間にわたり支払われて、借地農と自作農民を零落させる。」^{註3}だが、結局は、非常に苦痛に満ちたデザクな過程ではあつたが、農業恐慌による価格の低下は、鉉物性肥料と機械使用の増加、休閒地の減少、飼料作物や工芸作物の増加、畜産の比重増加、作物收穫率および畜産生産性の向上等々、農業への追加資本の投下とそれによる集約化過程の一層の促進によつて克服された。そして、「資本主義の自然発生的經濟力の圧力は地代を低下させた。地代の引下げは、遅れ且農産物価格の値下りが要求したよりも著るしく少く行われたが、遅くかつ不充分とはいいながら、新しい価格水準に順応する方向にむかつて進んだ。」^{註4}のであつた。

(1) 資本論、向坂訳、十一分冊、一一四頁。

- (2) リュボシツツ、農業恐慌論の諸問題、一二五頁。
- (3) 同書、一二七頁。
- (4) 同書、一九五頁。